懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　和歌山弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　泉谷　恭史
　登録番号　17861
　事 務 所　和歌山県和歌山市万町７
　　サピリア石倉ビル３階
　　泉谷恭史法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成28年12月15日

平成 28 年 12 月 27 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 29 年 1 月 17 日　　静岡県教育委員会

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
⑴　小学校教諭一種免許状、静岡県教育委員会、山梨県、川村　　遼
⑵　特別支援学校教諭一種免許状　知的・肢体・病弱、静岡県教育委員会、山梨県、川村　　遼
2　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 29 年 1 月 17 日　　徳島県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
　西垂水大誠、鹿児島県、徳島教育委員会
⑴　小学校教諭２種免許状
⑵　中学校教諭１種免許状（技術）
⑶　高等学校教諭１種免許状（工業）
2　失効年月日　平成28年12月19日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から80歳位の女性、身長155センチ、体格は痩せ型、頭髪は白髪、髪分は左分、着衣は浴衣、紙おむつ

上記の者は、平成28年９月24日午前０時40分頃、埼玉県川口市大字東本郷2026番地の武南病院内で死亡しているところを発見された。死亡日時は平成28年９月24日午前０時50分。

遺体は火葬に付し、遺骨はさいたま市営青山苑に保管してあります。心当たりの方は、さいたま市南福祉事務所までご連絡ください。

平成 29 年 1 月 17 日
　埼玉県　　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60才から80才くらいの男性、身長162センチメートル（推定）

上記の者は、平成28年10月11日午前11時00分頃ふじみ野市上福岡一丁目４番13号103号室で発見された。死亡日時は平成24年７月頃と推定される。遺体は火葬に付し、遺骨は当市にて保管してあります。心あたりの方は、当福祉事務所まで申し出てください。

平成 29 年 1 月 17 日
　埼玉県　　ふじみ野市長　高畑　　博

行旅死亡人

1．本籍・住所・氏名、推定年齢不詳の男性、黒色キャップ帽子様のもの、黒色フリース、白色靴下、黒色トレッキングシューズ、カバンの持ち手部及び肩掛けベルト、水色櫛、完全自殺マニュアルなどを所持

上記の者は、平成28年４月24日南都留郡鳴沢村8533番地、鳴沢氷穴売店から南方約870ｍの青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は不詳（縊死の疑い）。死亡日時は平成27年４月以前（死後１年以上経過）と推定されます。

2．本籍・住所・氏名不詳の男性、推定年齢50歳代後半以上、推定身長154㎝、黒色ジャンパー、黒色ズボン、黒色ウォーキングシューズを着用、リュックサック、スマートフォン、ｉＰａｄ、腕時計、眼鏡などを所持

上記の者は、平成28年５月25日南都留郡鳴沢村8533番地、河口湖消防署西部出張所から南西方約1.7㎞の青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は縊死。死亡日時は平成28年３月から４月頃（死後１～２ヶ月経過）と推定されます。

3．本籍・住所・氏名不詳の男性、推定年齢40～60歳代、推定身長168㎝、マウンテンパーカー、ナイロンジャンパー、Ｔシャツ様のもの、ズボン様のもの、ボクサーパンツ様のもの、トレッキングシューズを着用、リュックサック、腕時計、登山用つえ、現金35,253円などを所持

上記の者は、平成28年５月25日、南都留郡鳴沢村8533番地、河口湖消防署西部出張所から南西方約1.6㎞の青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は不詳。死亡日時は平成27年５月以前（死後１年以上経過）と推定されます。

以上、３遺体は身元不明につき、火葬に付し遺骨は、南都留郡鳴沢村納骨堂に安置しておりますので、お心当たりの方は、本村住民課まで申し出て下さい。

平成 29 年 1 月 17 日
　山梨県　　鳴沢村長　小林　　優

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳代から60歳代の男性の白骨死体、死亡推定は平成28年８月下旬頃

紺色ベスト、紺色ワークシャツ、紺色スラックス、黒色ウォーキングシューズ、灰色靴下を着用、所持品は老眼鏡、リュックサック、ウエストポーチ、帽子、所持金31,690円

上記の者は平成28年９月25日午後３時30分頃、鳥取県西伯郡大山町大山40番地33所在の大山情報館から北西方約820メートルの同町飯戸地内の原生林で首を吊った状態を発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、当町福祉介護課までお申し出下さい。

平成 29 年 1 月 17 日
　鳥取県　　大山町長　森田　増範

公 示 送 達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項並びに第99条第２項の規定による深谷都市計画事業岡中央土地区画整理事業の下記の者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 17 日
　深谷都市計画事業
　岡中央土地区画整理事業
　施行者　深谷市
　代表者　深谷市長　小島　　進

記

1　送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　東京都目黒区平町１丁目21番21―105号
　　都立大イーストハイツ
　氏名　大池和子法定相続人　大池美和子
2　通知の内容
　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項並びに第99条第２項の規定により、深谷都市計画事業岡中央土地区画整理事業において定められた別添のとおり仮換地指定をします。

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、深谷市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において深谷市を代表する者は、深谷市長です。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別添の掲載は省略し、それらを深谷市岡2812番２の掲示場所において掲示しています。